

## 防府市地域公共交通活性化協議会設置要綱

平成29年2月1日制定

(目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うため、及び、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、防府市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事項を協議する。

- (1) 網形成計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 網形成計画及び網形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (3) 網形成計画の達成状況の評価に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員30名以内で組織し、委員は、別表に掲げる者（法人又は団体にあつては、当該法人又は団体の長が指名する者）のうちから市長が依頼する。

2 委員は、やむを得ない理由により協議会に出席できないときは、あらかじめ代理出席届（第1号様式）を提出し、会長の承認を得て代理人を出席させることができる。ただし、代理人は当該団体の構成員に限る。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を各1名置き、会長は委員の互選によって定め、副会長は会長が指名する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

- 5 協議事項の内容により、会議の開催に代え文書による協議を行うことができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。  
(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会で協議が調った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第8条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、防府市総合政策部総合政策課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

(廃止)

- 2 防府市生活交通活性化推進協議会設置要綱（平成21年4月27日制定）及び防府市地域公共交通会議設置要綱（平成26年10月24日制定）は、廃止する。

別表（第3条関係）

|   |
|---|
| 防府市長又はその指名する者                               |
| 一般旅客自動車運送事業者                                |
| 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体                         |
| 住民又は公共交通機関の利用者の代表                           |
| 中国運輸局山口運輸支局長又はその指名する者                       |
| 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体              |
| 道路管理者、港湾管理者、山口県警察、学識経験者その他の協議会の運営上必要と認められる者 |